

# AED(自動体外式除細動器)を設置

突然死の多くは、心臓がけいれんする心室細動と呼ばれる不整脈によって発症すると言われています。



本庁舎1階に設置した Automated External Defibrillator

心室細動により心肺停止状態になると、1分経過することにより約10%救命率が低下します。この場合、一刻も早く心臓に電気ショックを与える「除細動」と「心肺蘇生法」が必要です。

このたび、この電気ショックを与えるAED(自動体外式除細動器)を町内6施設に設置しました。設置場所は、次のとおりです。

- 1 町役場本庁舎
- 2 生涯学習館
- 3 大磯運動公園
- 4 世代交流センター「さざんか荘」

## 講習会を実施

AEDを使用するには、救急法の講習を受講し体験するのが効果的です。消防署では随時、普通救命講習会を実施していますので問い合わせてください。なお、講習会は5名から20名で受付しています。

- 5 消防署
- 6 国府支所兼消防国府分署

## ◎問い合わせ

消防署 ☎(61)0911

# 住宅に「火災警報器」の設置を!!

住宅火災において逃げ遅れの原因による死者数が増加しているため、平成18年6月1日から消防法により、新築住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。

階の階段の最上部、床面積が7㎡以上の部屋が5以上ある階の廊下等に設置します。



すでに建てられた住宅や工事中の住宅(小規模な共同住宅も含む)は、平成23年5月31日までの設置にご協力ください。

火災警報器を設置しなくても、消防法の罰則等の適用はありませんが、火災予防のために設置しましょう。

火災警報器は、全ての寝室(子ども部屋も含む)、寝室がある

## 悪質な訪問販売に注意を

火災警報器の設置義務化により、悪質な訪問販売が全国各地で増え始めています。購入する際には、十分注意が必要です。

## 被害にあわないための

### アドバイス!

◎消防職員や消防団員が、火災警報器や消火器を販売することはありません。また、事業者に販売を委託することもありません。

◎6月1日から義務づけられたのは新築住宅です。「今取り付けないと法律違反になる」などと、契約を急がせる業者には特に注意が必要です。

◎住宅用火災警報器はホームセンターや家電販売店でも購入できます。価格や性能をじっくり比較検討しましょう。

訪問販売では、本当に必要なものなのか、業者の説明は正しいのか、冷静になって考えることが必要です。契約はその場で決めず、必ず誰かに相談しましょう。

消費生活上のトラブルに巻き込まれた時は、一人で悩まず、消費生活相談(15ページ参照)を気軽にご利用ください。

購入してしまった場合でも、契約書を受領した日から8日以内であれば、クーリングオフにより解約することができます。

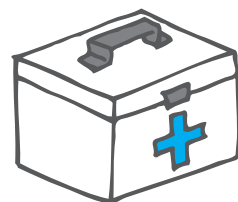
## ◎問い合わせ

消防総務課 ☎内線356

## ◎問い合わせ

日本赤十字社神奈川県支部  
大磯町分区分(福祉課内)  
☎内線303

# 日本赤十字社費募金



各地区の日赤協賛員(区長)を通じて、各ご家庭に日赤社費募金をお願いしたところ、2,889,395円(6月13日現在)もの募金が集まりました。皆様の温かいご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

いただいたご厚意により日本赤十字社では、災害救護や献血、国際救護事業、救急法等の講習、社会福祉などの活動を積極的に続けてまいります。

また、大磯町分区分では、救急法講習会や大磯町災害救護奉仕団への助成などの事業を行っています。

今後とも、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。